建設工事入札参加業者の皆さまへ

下請契約・資材調達等における市内業者への配慮について

平素から、本市事業にご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。 さて、最近の社会経済情勢から、企業を取り巻く経営環境は非常に厳しい状況にあります。

本市の市内業者においても、同様で、現下の状況を鑑み、工事の受注に際しては下記事項に特段のご配慮をいただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1. 市発注工事に関し、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を可能な限り、河内長野市内業者から選定すること。
- 2. 建設資材や物品等の調達にあたっては、可能な限り、河内長野市内事業者から調達すること。
- *この要請は、あくまで工事元請負業者に対する要請であり、強制や義務付けするものではありません。
- *河内長野市内業者とは、建設業法上の主たる営業所を河内長野市内に置く者 をいい、また河内長野市内事業者とは、会社法により登記した本店(本社) の所在地が河内長野市内にある者をいいます。